

教育委員会定例会事項書

平成30年12月14日(金)

13:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 35号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

議案第 36号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

4 報 告 題

報告 1 障がい者雇用の取組について

報告 2 事務局職員の人事異動報告について

報告 3 三重県いじめ防止基本方針の改定について

報告 4 平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

平成30年11月26日(月)

開会 13時00分

閉会 13時42分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 廣田教育長、森脇委員、岩崎委員、黒田委員、原田委員

議事録署名者 黒田委員

4 採択議案の件名

議案第30号 平成31年度教職員人事異動基本方針について

議案第31号 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案

議案第32号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例関係)

議案第33号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

議案第34号 平成30年度三重県一般会計補正予算(第2号)について

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜について

報告2 平成31年度当初予算の要求状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

10.1

10.1.1

10.1.1.1

10.1.1.1.1

10.1.1.1.2

10.1.1.1.3

10.1.1.1.3.1

10.1.1.1.3.2

10.1.1.1.3.3

10.1.1.1.3.3.1

10.1.1.1.3.3.2

10.1.1.1.3.3.3

10.1.1.1.3.3.4

10.1.1.1.3.3.5

10.1.1.1.3.3.6

10.1.1.1.3.3.7

10.1.1.1.3.3.8

10.1.1.1.3.3.9

10.1.1.1.3.3.10

議案第35号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

平成30年12月14日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第 〇 号 三重県教育委員会規則 第 〇 号）

四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前		
別表第五（第十三条関係） 宿日直手当額表		別表第五（第十三条関係） 宿日直手当額表		
区分	手 当 額	区 分	手 当 額	
第十三条第一 項第一号の勤 務	<p>一 勤務一回につき四 千四百円とする。た だし、勤務に従事し た時間が五時間未満 の場合は、勤務一回 につき二千二百円と する。</p> <p>二 前号の規定にかか わらず、執務時間が 午前八時三十分から 午後零時三十分まで と定められている日 又はこれに相当する 日に正規の勤務時間 に引き続いて行われ る宿直勤務（夜間に 授業を行う学校にあ つては、執務時間が 午後五時から午後九 時までと定められて いる日又はこれに相 当する日に正規の勤 務時間の前又は後に 引き続いて行う宿直 勤務）は、一回につ き六千六百円とす る。</p>	<p>第十三条第一 項第一号の勤 務</p> <p>一 勤務一回につき四 千二百円とする。た だし、勤務に従事し た時間が五時間未満 の場合は、勤務一回 につき二千二百円とす る。</p> <p>二 前号の規定にかか わらず、執務時間が 午前八時三十分から 午後零時三十分まで と定められている日 又はこれに相当する 日に正規の勤務時間 に引き続いて行われ る宿直勤務（夜間に 授業を行う学校にあ つては、執務時間が 午後五時から午後九 時までと定められて いる日又はこれに相 当する日に正規の勤 務時間の前又は後に 引き続いて行う宿直 勤務）は、一回につ き六千三百円とす る。</p>	<p>第十三条第一 項第二号の勤 務</p> <p>一 勤務一回につき六 千円とする。ただ し、勤務に従事した 時間が五時間未満の 場合は、勤務一回に つき三千五百円とす る。</p> <p>二 前号の規定にかか わらず、執務時間が 午前八時三十分から</p>	<p>第十三条第一 項第二号の勤 務</p> <p>一 勤務一回につき五 千九百円とする。た だし、勤務に従事し た時間が五時間未満 の場合は、勤務一回 につき二千九百五十 円とする。</p> <p>二 前号の規定にかか わらず、執務時間が 午前八時三十分から</p>

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、宿日直手当に係る規定を整備する。

2 改正内容

手当額を、人事院勧告に準じて改定する。

区 分	一 般 (第13条第1項第1号の 勤務)	寄宿舍指導員・舎監 (第13条第1項第2号の 勤務)
勤務1回につき (勤務に従事した時間が5時間未満の場合)	4,200円→4,400円 (2,100円→2,200円)	5,900円→6,100円 (2,950円→3,050円)
執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日又はこれに相当する日に正規の勤務時間に引き続いて行われる宿直勤務	6,300円→6,600円	8,850円→9,150円

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

議案第36号

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。

平成30年12月14日提出

三重県教育委員会教育長 廣田 恵子

提案理由

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案

第一条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内</p> <p>二 再任用職員 百分の九十五以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の百八十以内</p> <p>二 再任用職員 百分の八十五以内</p>

第二条 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の百八十五以内</p> <p>二 再任用職員 百分の九十以内</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第十三条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、県委員会が定めるものとする。</p> <p>一 再任用職員以外の職員 百分の百九十以内</p> <p>二 再任用職員 百分の九十五以内</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。
- 第一条による改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十三条の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、勤勉手当に係る規定を整備する。

2 改正内容

人事委員会勧告に基づく勤勉手当の支給月数の引上げに伴い、勤勉手当の成績率の上限を次のように改める。

	現 行	①H30. 12 月期	②H31 年度以降
再任用職員以外の職員	180/100 以内	190/100 以内	185/100 以内
再任用職員	85/100 以内	95/100 以内	90/100 以内

3 施行期日等

- ・上記2①については、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。
- ・上記2②については、平成31年4月1日から施行する。

報告 1

障がい者雇用の取組について

障がい者雇用の取組について、別紙のとおり報告する。

平成30年12月14日提出

三重県教育委員会事務局
教職員課長

障がい者雇用の取組について

平成30年12月14日

教職員課

1 障がい者を対象とした非常勤職員の採用（12月1日付けの状況）

（1）業務補助職員

18名の採用計画に対し、内定後の辞退を見込み合格者20名を決定し、結果として19名（身体障がい8名、精神障がい10名、知的障がい1名）を採用し、小中学校14校、県立学校5校に各1名配置しました。

（2）非常勤実習助手

採用計画どおり4名（身体障がい3名、知的障がい1名）を採用し、県立学校4校に各1名配置しました。

2 現在実施されている採用選考試験の状況

（1）実習助手

現在、約6名の募集定員に対し、25名の応募がありましたが、障がい者を対象とした特別選考への応募はありませんでした。

（2）身体障がい者を対象とした小中学校事務職員

現在、約2名の募集定員に対し、6名の応募があり、12月9日に一次選考を実施したところです。二次選考は、1月8日に実施する予定です。

3 推進チーム会議の概要

（1）第1回推進チーム会議（9月28日開催）の概要

平成31年6月に向けた今後の採用（業務補助職員及び非常勤実習助手をそれぞれ12月1日と4月1日に採用）を説明するとともに、全ての障がいのある職員にとって、学校が働きやすい職場となるよう、多様な障がい特性に応じた業務内容と担い方、職場での業務支援、定着支援について幅広く意見をいただきました。

学校で働いている障がいのある職員はもとより、これから多くの方に活躍いただけるよう、障がい者雇用の新たな方策として、学校における障がい特性に応じた業務内容、業務の担い方、勤務形態、職場での支援、相談体制等の定着支援について整理し、3月上旬までに取りまとめることとしました。

（2）第2回推進チーム会議（10月31日開催）の概要

学校における障がい者雇用の推進全般や業務補助職員と非常勤実習助手

等の採用（12月1日採用）に必要な事項について、障がいのある職員の状況調査や非常勤職員の離職理由等を参考に今後留意すべき事項、工夫改善すべき事項などについて意見をいただきました。

主な意見としては、「周囲の人が、障がいの特性に応じて、活躍できる仕事をどのように提供できるかが大事、障がいのある職員の取組を各学校で参考にできるよう共有化を図ることが大事、仕事を細分化して切り出すというのは、単純な業務を切り出すのではなく、やりがいの持てる仕事を再構築することが必要」などがありました。

また、教育委員会における障がい者採用の申込み資格における「介助者なしで職務遂行が可能」という項目については、次年度以降削除する方向で検討していく旨を説明しました。

4 職場定着に向けた取組

(1) これまでに実施した取組（12月1日採用者）

①これまで推進チーム会議での議論を踏まえ、12月1日採用者には以下の取組を行いました。

- ・三重労働局の協力を得て、精神障がい者10名が配属される所属長及び事務長を対象に、精神・発達障がいの基礎知識や共に働くために必要な配慮などを学ぶ「精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座」及び職場定着の取組を共有する意見交換会を実施しました。（12月5日、12日）

②所属における職場定着の取組の参考としていただくため、12月1日付採用の該当所属に加え、障がいのある職員が配属されている全ての所属に以下の推進チーム会議の資料を配布しました。

- ・第1回、第2回の推進チーム会議の意見概要【別紙1】【別紙2】
- ・現在勤務している障がいのある職員の状況調査結果（各所属での配慮・支援状況、所属・対象者の意見）【別紙3】
- ・平成24年度以降に採用した非常勤職員の離職に至った理由・状況【別紙4】
- ・団体からの意見概要について【別紙5】

(2) 今後の対応

これまでの推進チーム会議の意見、障がいのある職員の状況調査結果、非常勤職員の離職理由、団体の意見、国の新たな対応策などを踏まえ、学校における障がい特性に応じた業務内容、業務の担い方、勤務形態、職場での支援、相談体制等の定着支援について整理し、今後推進チーム会議で更に協議し、3月上旬までに取りまとめます。

第 1 回三重県教育委員会障がい者雇用推進チーム会議議事概要

協議での主な意見

(障がい特性に合った業務)

- ・障がいの状況をふまえて仕事を決めることが重要である。
- ・障がいの特性に応じた仕事を行ってもらうことを基本としている。複数の従業員を通じて職員の能力を把握し、担当業務を決めるようにしている。

(職場の受け入れ体制)

- ・障がい者を受け入れるにあたっては、周りの職員の理解を深めることが重要。また、学校では生徒との関わりについての配慮が必要である。
- ・サポーター養成講座で障がい特性や支援方法を身につけることも効果がある。
- ・幹部自ら積極的に声掛けを行うことで、現場の課題を直接把握し、適切に指示をすることが効果的である。担当者が毎日接する時間を持ち、日常的な会話やコミュニケーションが大切である。
- ・実務経験のある方に障がい者の支援をしてもらっており、安心して現場を任せることができている。
- ・学生と障がいのある職員との交流会を実施することにより、職員の障がい理解はもとより、学生の障がい理解教育につながっている。
- ・障がいの特性により、座る場所や相談相手を配慮することが大事である。

(採用、定着に向けた方策)

- ・採用当初にジョブコーチなどの支援があれば定着につながるのではないかと。
- ・以前の支援は仕事を覚えるための作業支援が多かったが、最近はケース会議などで課題事項や不安な事項にポイントを置いた支援が増えている。
- ・担当者による情報交換の場を設けることが、課題や悩みを解決した事例を直接聞く機会になり、そのことを職場でフィードバックすることで、定着につながるのではないかと。

- ・障がいの特性により、勤務時間を工夫するなど、柔軟な働き方を導入していくことで、新たな採用や定着につながるのではないかな。
- ・様々な障がいの人が仕事をするを考えると、在宅勤務の導入について検討してはどうか。ICTを活用することにより複数の学校の業務に従事するような仕組みを考えてもよいのではないかな。
- ・特別支援学校の進路担当者が、卒業生に直接指導をしたり、企業の方に助言することが定着支援につながっている。
- ・雇用率達成とともに就労継続の議論が重要である。
- ・通勤方法が限定される人も多いので、勤務場所に配慮することが大切である。
- ・現在学校等で勤務している人が不便に感じていることや、これまで離職した人の理由を可能な範囲で把握し、定着方策につなげたい。

第2回障がい者雇用推進チーム会議概要

(障がい特性に合った業務、業務の担い方)

- ・ 10人程の職員をその日の業務内容に応じていくつかのチームに分け、ケア担当職員を配置し、障がい特性などを見極めながら、効率よく勤務できるようにしている。
- ・ 職場での定着を考えたとき、採用面接では、特定の者だけでなくいろいろな人が関わり、合う職場、合う業務を探りながら、採用を決めていくことがいいのではないか。
- ・ 仕事を整理して、その仕事を一人でやるのか、障がい特性の異なる二人でやるのかが整理することも必要である。
- ・ 学校では、パソコンのデータ処理やホームページ作成、印刷や環境整備などの業務を取り出して担ってもらえると思う。
- ・ 事務の仕事に携わる障がい者もいろんな人とうまく交わり合える仕組みがあると、もっと活躍できる場が広がるのではないか。
- ・ この仕事をやりなさいというよりは、周りの人が活躍できる仕事をどのように提供できるかが大事である。
- ・ 特別支援学校の生徒は、現場実習を繰り返して就職しており、これと同様に一定期間の現場実習を終えたうえで配置できないか。
- ・ 特別支援学校では、実習先の業務をかなり細かく分解して、できる事、得意な事を再編成し、さらに職場実習をしてマッチングをしている。今後、障がい者雇用を進めていくにあたり、職場実習ができるような形、スキームが取れるとよいのではないか。
- ・ チームでやる業務、単独でやる業務、いろいろ業務があるので、職場実習で経験することが、就職する方、雇用する方、双方にとってよいのではないか。
- ・ 車いすの教員は黒板の使用は難しいが、電子黒板、タブレット端末が使える環境だったので、それを使いこなして、生徒に響く授業をやり、その後、部活動の指導にも関わった。障がい特性に合わせて仕事のやり方を考えれば、我々が思っている以上のことができると思う。

(指導、相談、コミュニケーション)

- ・ 障がいのある職員の取組を各学校で参考にできるようデータベース化することは非常に大事である。
- ・ 同じ精神障がいであっても一括りにはできない。人それぞれ特性は違うので、簡単な仕組みでまとめられるものではないのではないか。
- ・ サポーターや一緒に働いている人の会議だけでなく、働いている障がい者の方々のチーム会議ができればいいと思う。
- ・ 働き始めのときに話を聞いて、仕事を変えたり相談対応をして、定着につなげられたら良い。
- ・ 常に見守ることができないケースもあるので、何かなかったか情報共有するだけでもだいぶ違う。社内でのキャッチボールは必要である。
- ・ 支援員の負担が大きくなりすぎないように、常に状況を見て気をつけている。

(障がい特性の理解)

- ・配属された当初は、所属としてその人をよく知らないなので、どういう仕事が良いのか、どういう状況になったら良いのか分からない。分かってくるまでに、不安を感じ休まれることがあった。しかし、職場に慣れるほど、できる仕事が増えていった。
- ・学校は4月は入学式等でもものすごく動きがあり、サポートにつくのが難しく、出足が大変であるが、4月、5月を乗り越えると、特性も分かってきて、かなり順調に回りだし、学校も本当に助かっている。
- ・労働局では精神障がい者雇用のトータルサポーターがいて、学校へ出向いて精神障がい者の特性とか接し方について出前講座をすることができる。

(勤務時間、勤務場所、多様な働き方)

- ・仕事を細分化して得意なことをやれるような環境や一人ひとりの働き方に合った働き方ができる環境にしていく必要がある。
- ・自分の仕事に責任を持ってやろうとする気持ちがあるとやりがいが出て、職場環境もうまくいく。
- ・仕事を細分化して切り出すというのは、単純な業務を切り出すのではなくて、やりがいの持てる仕事を再構築することが必要である。

(その他)

- ・当事者を中心に据えて議論することは大事なことであり、この会議の場で意見を発信できるような場を設けていただくとありがたい。

障がいのある職員の状況調査について

1 調査の実施

障がい特性に応じた職場環境づくりや継続的に働くことができる支援方策を検討するため、公立学校と県教育委員会事務局で勤務している障がいのある職員を対象に、各所属での配慮や支援の状況、対象職員の意見などを調査しました。

(対象者：H30.6.1現在で障がい者手帳を有する者 2名が未回答)

区分	正規				非常勤				合計
	教員	実習助手	事務技術	計	業務補助職員	実習助手	その他	計	
高等学校	23	3	12	38	10		2	12	50
特別支援学校	20	2	3	25	6	9		15	40
小学校	19		12	31	11			11	42
中学校	21		3	24	5			5	29
事務局	1		8	9	2		1	3	12
合計	84	5	38	127	34	9	3	46	173

2 調査結果 (●：正規職員に関する取組や意見、○：非常勤職員に関する取組や意見)

(1) 業務内容

- ・多くの所属で、身体や精神などの障がい特性に応じ、重い物の運搬等の軽減、対人関係や精神的負担が軽減される業務分担などの配慮を実施
- ・日常的に担う業務を決めておくことや学校全体で業務を洗い出すべきとの提案あり

《所属の取組・意見》

- 重量物の運搬、長時間の歩行や起立姿勢を伴う業務は本人の申し出をもとに配慮(身体障がい)
- 激しい運動を伴う業務や重い荷物を持って階段を昇る業務は避けている(身体障がい)
- 紙の枚数を数えるのに時間を要し、大きな荷物は運べないため、他の職員が協力(身体障がい)
- 長時間の立ち仕事や重い荷物の運搬は避ける(身体障がい)
- 重い物を持つなど負荷のかかる業務は避ける(身体障がい)
- 事務処理に重点をおき、対人業務を軽減(精神障がい)
- 精神負担を伴わない比較的簡単な業務を依頼(精神障がい)
- 決まった仕事(ルーティンワーク)を実施(精神障がい)
- 経験年数を経て定型的業務を安心して任せており、精神的に負担を感じているときには事務長が声かけ(精神障がい)
- 資料を音声パソコンでの読み上げができるテキスト版で送信あるいは点字版を作成(身体障がい)
- 教務部など特に目を使う分掌には全盲教員を配置しない(身体障がい)
- 会議等で重要個所の内容を読み上げ(身体障がい)
- 業務がないときもあり、日常的に担当業務を決めておくことが必要(精神障がい)

《対象者の意見》

- 学校全体で障がい者が担える平易な仕事を洗い出し整理してほしい。その上でどうしていくか検討したらいいと思う(身体障がい)

(2) 業務の担い方

- ・ 正規職員は、複数職員による業務の分担・補完を実施
- ・ 非常勤職員に対しては、適切な業務量の確保、優先順位の指示、1日の業務を分かりやすくする支援に加え、口頭だけでなく書くことで指示やアドバイスを的確に伝える工夫などを実施
- ・ 所属、対象者ともに、配属後のガイダンスや研修の実施が提案されている

《所属の取組・意見》

- 部活動は複数担当とし技術的指導は別に主顧問を配置（身体障がい）
- 6年は2学級あり別の担任と相談し作業を分担。生徒指導も複数で担当（精神障がい）
- 教頭が1日の業務予定・業務量を確認し優先順位を指示。業務量が過大と思われるときは、業務の削除や分散を実施（精神障がい）
- 各部署の仕事を直接本人に依頼すると過度の仕事量となる恐れがあるため、高等部主事を通し仕事を依頼し、優先順位、期日を明確化（知的障がい）
- 担当業務を見てわかるようホワイトボードにその日に終える業務、毎日の業務、その他教員からの依頼業務の3つに分けて、業務がわかりやすいよう工夫（精神障がい）
- 口頭で一度に多くの内容を伝えると対応できないため、業務量が多い場合はメモを渡したり、メモをとるよう助言（精神障がい）
- チームで業務を実施（身体障がい）
- 電話対応等で注意が必要な内容は事務室職員がメモにしてその場で指示（精神障がい）
- 知的障がいの人は、同じ仕事の繰り返しや見通しが持ちやすい仕事がわかりやすく自らできるが、支援する人が必要。突然の変更や臨機な対応は難しく、耳からの情報は忘れたり、誰に聞かかわからず混乱もある。仕事受付用紙を作成し依頼者が記入。不明なときは本人が依頼者に聞くが、優先順位が必要であったり、指示内容が難しいときは高等部主事が支援。不在時は教頭や学年代表や進路専任などが代行（知的障がい）
- 採用され職場に配属された後、不安を取り除くガイダンスや研修が必要（身体障がい）

《対象者の意見》

- 事務室への配属後、仕事で不明な点は周りの職員に聞いてできるようになったが、服務や仕事内容は最初に研修を受けた方が不安は少ないと感じた（身体障がい）

(3) 指導・相談体制、コミュニケーション

- ・ 所属、対象者とも多くの意見が寄せられた
- ・ 所属からは、座席配置の工夫や管理職などの声掛けに加え、ジョブコーチなど外部専門家の重要性やサポートする職員への支援の必要性、臨機応変の対応が求められる学校での業務の難しさの指摘もある
- ・ 対象者からは、相談窓口設置を求める意見が多く、周囲の職員は多忙で相談を躊躇する声がある一方で、同じ立場の人が話をする機会が必要との提案もある
- ・ 将来の雇用に不安があり、今後の契約の説明を求める意見もある

《所属の取組・意見》

- 教頭の隣に座席を配置し、日常的に業務遂行状況や本人の思いや願いなどを把握し、いつでも相談できるようにしている（身体障がい）
- 校務分掌等は、聴者と同じように行っている。コミュニケーション面で手話通訳の担当を決め情報保障を行っている（身体障がい）

- 障がい者手帳所有と知っている管理職からの普段の声かけが大切（身体障がい）
- 教頭の隣に座席を設け、連携を取りやすくしている（身体障がい）
- いつでも相談できる職場環境の整備とともに、隣席に医療従事経験者を配置するなどの支援が定着につながっていると思う（精神障がい）
- 安心した人間関係が築けるよう、コミュニケーションがしやすい座席配置としている（精神障がい）
- 給食時には学部主事が隣席で会話をしながら給食をとり、話しやすい雰囲気を作っている（身体障がい）
- 毎日終業時に業務日誌を教頭に提出し、教頭がコメントを書く。質問等には回答を書いたり翌日アドバイスを実施（身体障がい）
- 各業務の責任者（指示者）を明確にして、困ったときの相談者を予め伝えている（知的障がい）
- 障害者就労支援団体などが随時、本人の状況の聞き取りや業務指導に来てもらえるのはありがたい。定着支援や業務の幅の拡大につながっている。同じ業務の繰り返しにより本人のスキルが向上してきている（知的障がい）
- 困ったことがあれば障がい者支援センターのジョブコーチに相談できる体制になっており、電話等で相談しアドバイスを受けている。こういう第三者の存在は非常に心強いと思う（学校にとっても）（精神障がい）
- 知的障がい者を雇用するにあたり、サポートする人が必要となる。サポートしている職員は、夜遅くや休日に話を聞いたり、電話や SNS 等で長時間の話を聞いたり、本人がステップアップし他の正規雇用の進路に繋がられるようなサポート等を行っている。サポートを担う人が追い詰められたり、孤独にならないよう、サポートする人を支える人的配置や支援が必要と感じる（知的障がい）
- 職場外の私的な人間関係の悩みや不安がストレスになっているとの相談なども受け止め、対応も一緒に考えるなど、カウンセリングマインドを持って接していきたい（精神障がい）
- 学校は、児童生徒や保護者、地域の方等のコミュニケーションの場でもあり、臨機応変な対応が日常的に求められる。障がいの種別によっては、業務環境を含めてマッチングしにくい場合もあるのではないかと感じる（精神障がい）
- 対人関係が苦手な他の職員とギャップを感じているため、日常の会話の機会が増えればと思う（精神障がい）

《対象者の意見》

- 明確な相談窓口を設置してもらえると助かる（身体障がい）
- 大学の学生支援室のように教育委員会などに障がいのある職員をサポートする部署があれば障がい者本人、同僚、上司をうまくつなげられると思う（身体障がい）
- 仕事への意欲と求められる成果とのギャップをどう調整するか非常に難しい。病状に応じた仕事の具体的内容等について、医師や臨床心理士など専門家の指導・助言がもらえる相談窓口を事務局に設置されたい（精神障がい）
- 担当業務を遂行する中で困り、相談したかったが職員の多忙を気遣って声を掛けられず先延ばしにする時がある。周りに気を遣っていることも職員に分かってほしい（精神障がい）
- 分からないことを教えてもらうとき、解釈の仕方が自分も含め異なることがある（精神障がい）

- 周囲とのコミュニケーションを図り、本人に困り感が出たら相談に乗り、一緒に解決策を考える姿勢が大切と感じる。精神障がいの方や軽度の知的障がいの方は、周囲の人間の視線や態度に非常に敏感なため、キーパーソン的な人物が身近に1人いるとうまくいくと思われる（精神障がい）
- 同じ立場の他の学校の方々と話をする機会があれば、もっと自分のすべき仕事の方向性がわかると思う（身体障がい）
- 将来の雇用に不安があるため、今後の契約がどうなっていくか説明してほしい（精神障がい）

（４）障がい特性の理解

- ・所属からは、本人の理解のもと障がいの状況を説明し支援体制を構築している状況や周知の必要性を指摘する意見がある一方、どこまで伝えるべきか悩む声や対象者の考えを大切にすべきとの意見もある
- ・障がいのある職員の働く姿が生徒により影響を与えているとの意見もある
- ・対象者からは、当初から状況を共有し相談しやすいとの声のほか、障がいの状況を伝えることで偏見や誤解を懸念する声や周知のガイドライン策定を求める意見もある
- ・所属、対象者ともに、周りから分かりにくい精神障がいや内部障がいの相互理解の難しさを指摘する意見が多くある

《所属の取組・意見》

- 本人との話し合いを経て、職員会議で校長から該当教員の体調（障がい）を説明し、職場の理解と支援を依頼（身体障がい）
- 話しやすい環境づくりの醸成が重要で対象職員が思っていることや要望等を把握することが大切（身体障がい）
- 障がい者であることを他の職員に周知することも状況によっては必要（精神障がい）
- 障がいの全ては言いたくないという部分をどう共有するかが課題で、管理職の配慮がより必要（身体障がい）
- 対象職員が配慮して欲しいこと、そうでないことを明確にして、職員に周知することが大切（身体障がい）
- 障がい者手帳を有していることを職場のどの範囲まで周知すべきか（身体障がい）
- 周囲から障がいがあるように見えないため、周囲が配慮しにくい側面がある（身体障がい）
- 見た目では分かりにくい障がいの方には、やはり徐々に意識が薄くなる（身体障がい）
- 周りの職員が必要以上に気を遣わず接することも大切ではないか（身体障がい）
- 障がいのある方の働く姿を身近で見るとは、障がいの有無を問わず生徒により影響を与えている（生きた人権教育）（身体障がい）
- 個人情報観点から全ての職員に情報を共有し、職場理解や定着支援につなげることの難しさを感じる。（精神障がい）
- 事務職員では障がい特性を認知できないため、新しい業務を対象者の仕事とすることの適否の判断が困難である。職員間で対象者の情報共有をどの程度行えば、円滑な業務遂行につながるか分からない点が課題（精神障がい）
- 職員が知的障がいを有する職員と共に仕事することに慣れていないと感じる（知的障がい）

《対象者の意見》

- 着任時に職員会議で障がいの内容を共有してもらったため、同僚に相談しやすい(身体障がい)
- 障がい者も自分が行える業務と支援が必要な業務を明確にし、職場の人に伝えるべき。そのことで互いに気を遣わなくてもすみ、円滑に仕事ができると思う(身体障がい)
- 内部障がいのため普段は特に職務に支障がなく、障がい者であることを認知されにくい。そのため、繁忙時に身体的負担が大きくなった際や体調が不安定になった場合、周囲に相談をしにくい(身体障がい)
- 担当業務で周りから配慮してもらっていることもあり、申し訳なく思う(身体障がい)
- 職場の人に病気のことを伝えた場合、偏見や誤解を生じるのではないかと思う(精神障がい)
- 自分の障がいについて、どこまで配慮を求めてよいか判断がつかないので、要望しにくい。ここまでは要請してもよいとか、これ以上は我慢すべきというライン(指針)を示してもらえると働きやすくなると思う(身体障がい)
- 人の中にいると疲れるときがある。精神障がいは見た目では分かってもらえないことが多いので、人間関係の構築が難しい(精神障がい)
- 精神障がいは外からわかりにくく、理解してもらいにくさを内に貯めてしまうつらさをわかってほしい(精神障がい)

(5) 勤務時間、休暇、勤務形態

- ・通院のため時間割の工夫や体調不良時の休暇取得の配慮を行っていたり、勤務状況を把握していたりする所属がある
- ・対象者からは、6時間程度の勤務や1時間遅い出勤時間など柔軟な勤務形態を望む意見がある

《所属の取組・意見》

- 月1回の通院日確保のため、時間割に配慮し、特定の曜日に空き時間を集中(身体障がい)
- 体調がすぐれない場合の休憩室での休養、年休の優先取得、勤務時間外の会議は出なくてもよいことなどに配慮(身体障がい)
- 体調不良時や通院のための休暇が取得しやすいようにしている(休暇取得時には他の教員がそのクラスにフォローに入る)(身体障がい)
- 体調の悪いときは、時間休暇をとってもらいなるべく早く休むよう配慮(精神障がい)
- 特別な配慮等はしていないが、体調に影響が出ないよう、日頃の勤務時間や勤務状況を把握するよう努めている(身体障がい)
- 通院時の休暇取得に配慮(精神障がい)
- 本人の申出で休暇が取れるようにしている(身体障がい)
- 休憩時間の確保と明確化(精神障がい)
- 家族関係や人間関係に疲れてきたときの休暇取得や受容的な対応(精神障がい)

《対象者の意見》

- フルタイムの勤務時間は長過ぎてしんどく、6時間位が丁度いいと思う。朝の出勤時間が1時間遅く9時半頃だと体調的に楽だと思ふ。勤務時間がある程度柔軟になるとありがたい。(身体障がい)

(6) 施設、設備、機器

- ・休憩室や休憩スペースの確保、階段の手すりやエレベーターの設置などに加え、板書でのホワイトボードの活用を求める意見もある

《対象者の意見》

- 1人で休める休憩室（個室）があると助かる（精神障がい）
- 以前の勤務校では、板書を黒板でなくホワイトボードを使用でき、手への負担が減りありがたかった。ホワイトボードを使用しやすい環境にしてほしい（身体障がい）
- 教室での机間巡視が困難なため、担任業務が難しい（身体障がい）
- 階段の手すりが片方にしかないため、不自由である。左手が不自由なため、両手で教材等を運べないためエレベーターがあると助かる（身体障がい）
- ストレスが胃痛に来ることが多く個室で横になれるスペースがあればうれしい。個室がない場合はパーテーション等で仕切られた空間がほしい（精神障がい）

(7) その他

- ・視覚障がいの人には機械読み上げが可能なデータファイルが必要との声や民間のように特例子会社を作れないかとの声がある
- ・浸水地域の学校からは避難対応を心配する声がある

《所属の取組・意見》

- 文科省や県教育委員会からPDF資料が送られるが全盲の職員には機械読み上げ可能なワードやテキストファイルも併せて配布してほしい（身体障がい）
- 津波浸水地域にあり、本人の状態から地震、津波避難にはかなりの心配なことが想定される（身体障がい）
- 民間企業のような特例子会社を作れないか。学校で個々に雇用すると各現場でサポートする人とその人を支援する人を置く必要がある。特例子会社なら、知的障がい者に向く仕事を集めることができ、サポートする人も障がい者1人に1人でなく、8人に1人ですむと思う（知的障がい）

《対象者の意見》

- PDF資料は音声パソコンで読みあげができないので、外部から送信された場合、ワードやテキスト版を送ってもらうよう依頼（身体障がい）

非常勤職員の離職理由等について

1 業務補助職員

(1) 採用状況と退職者数

	採用状況				在職者	退職者
	県立	小中	事務局	計		
H24	4		2	6 (16)	4	2
H25	5		2	7 (10)	3	4
H26	10		1	11 (31)	7	4
H27	1 (1)	1 (5)	1 (4)	3 (10)	3	0
H28		4 (15)		4 (15)	3	1
H29	1 (1)	4 (22)		5 (23)	3	2
H30	3 (5)	10 (11)		13 (16)	12	1
計	24	19	6	49 (121)	35	14

※ () は受験者数

※H24～H26 は県立と事務局をあわせて選考試験を実施。

(2) 在職期間別退職者数

	身体	精神	計
1年未満	3	5	8
1年以上2年未満	1	2	3
2年以上	1	2	3
計	5	9	14

(3) 離職理由

○在職期間1年未満 計8人

(身体障がい) 3人

- ・周囲とうまくコミュニケーションが取れないことにジレンマを感じ、出勤できない日が続き、辞職の申し出があった。
- ・家族の事情により退職。
- ・落ち着きがなく、集中して業務に取り組むことが困難であった。

(精神障がい) 5人

- ・複数回の入院の後、親とも相談のうえ、治療に専念するため、任期満了をもって退職。
- ・進路指導教員の補助や事務補助の業務にあたっていたが、業務内容が合わず退職。
- ・事務室での勤務であったが、体調面から業務に専念することが困難な状況であったため、次年度以降の任用更新には至らなかった。

- ・業務に集中して取り組むことが困難な状況が多くあり、管理職がフォローしながら1年間勤めたが、結婚を機に退職。

- ・周囲の職員が自分のことをよく思っていないのではないかと気持ちが落ち込んでしまい、休みがちになり、そのまま退職。

○在職期間1年以上2年未満 計3人

(身体障がい) 1人

- ・家庭事情等により本人が精神的に疲弊する中、職場に十分に適応することができず出勤できない日が続き、その後退職。

(精神障がい) 2人

- ・人とのコミュニケーションが苦手で、思い込みが強い面があり、与えられた業務を円滑に進めることができなかつた。ジョブサポートから本人の適性にあっていないのではないかと意見もあり、最終的には新しい職場が見つかり、任期満了をもって退職となった。

- ・有している障がいとは別に健康上の理由で退職。

○在職期間2年以上 計3人

(身体障がい) 1人

- ・自宅から勤務校まで遠く、負担感を訴えていた。自宅近くの勤務先が見つかったため退職。

(精神障がい) 2人

- ・4年間勤務したことを機に、ジョブサポートとも相談し、転職することとした。
- ・結婚を機に退職。

2 非常勤実習助手

(1) 採用状況と退職者数

	採用状況 (県立)	在職	退職
H21	2	1	1
H22	1	0	1
H23	—	—	—
H24	4	0	4
H25	3	0	3
H26	1	0	1
H27	3	2	1
H28	3	1	2
H29	1	1	0
H30	4	4	0
計	22	9	13

(2) 在職期間別退職者数

	知的	精神	計
1年未満	3		3
1年以上2年未満	3	1	4
2年以上	5	1	6
計	11	2	13

(3) 離職理由

○在職期間1年未満 計3人

(知的障がい) 3人

- ・コミュニケーションをとることが苦手で、休みがちであり、生徒との関係がうまくもてず退職となった
- ・他県へ転居のため退職。
- ・業務補助職員へ変更のため。

○在職期間1年以上2年未満 計4人

(知的障がい) 3人

- ・新しい職が見つかったため退職。
- ・仕事が合わず退職。

(精神障がい) 1人

- ・新しい職が見つかったため退職。

○在職期間2年以上 計6人

(知的障がい) 5人

- ・新しい職が見つかったため退職(3人)。
- ・家族を扶養するため、より収入の高い新しい職に転職。

(精神障がい) 1人

- ・仕事上のミスが続き、退職。

団体からの意見の概要について

《三重県障害者団体連合会》

- ・ 障がいのある職員に関わり、何かあった時に対応する職員を固定化することが重要である。迷わずに相談でき、悩みを抱えて孤立することを防ぐことが職場定着には不可欠で、対応する職員の意識やスキルを向上させる研修も必要である。
- ・ 知的、精神障がいの方の中には、複数の仕事を一度に指示しても伝わらない方がいる。そうした方には、1つの仕事と、それができたら報告するよう指示をする。そうすると集中力が続き、仕事ができたといい達成感が生まれる。そのためには、同時に複数の仕事が依頼されないよう、その職員の仕事を他の職員がコントロールする必要がある。
- ・ 精神障がいと定期的に服薬が必要な方の中には、薬を飲む時間を忘れる又は守れない人がおり、重度化して働き続けられなくなることがある。服薬の時間を把握し、それを指示することも受入側の役割の一つと捉えてほしい。
- ・ 非常勤職員の12月採用は、やはり数合わせのように捉えてしまうが、十分にサポート体制を整えて、職場定着を図ってほしい。また、非常勤職員から正規雇用へとつなげることも意識して取り組んでほしい。
- ・ 障がいのある職員の状況把握の結果について、所属の取組と職員本人の意見が相反しているところがある。本人の意見に注目して、今後の県の取組を進めて行ってほしい。
- ・ ユニバーサル（共生社会）教育を、小学校から積極的に実施してほしい。

《三重県に障害者差別解消条例をつくる会》

- ・ 障がい者雇用率に誤りがあったことは、単に数字を誤っていたというだけでなく、障がい者の雇用が失われ、働く権利が大きく損なわれたという認識をもってほしい。
- ・ 障がい者雇用推進チームの委員には当事者がいない。その都度チーム会議の資料等を共有するということだが、今後のことについて当事者抜きで決めないでほしい。
- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の基本理念第3条3項には、「県は、共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」としている。今回の意見交換もその一環と考えるが、意見を聞くだけでなく、検討の場に障がい当事者が参画する状況を作してほしい。
- ・ 障がい者採用の応募条件から「介助者なし」の文言を削除するだけでは意味がなく、介助者が必要な場合にどのような具体的措置をとるかその仕組みを考えることが必要。また、県教育委員会だけで制度化することはできないため、文科省など国へ要望をあげていただく必要がある。

報告 3

三重県いじめ防止基本方針の改定について

三重県いじめ防止基本方針の改定について、別紙のとおり報告する。

平成30年12月14日提出

三重県教育委員会事務局
生徒指導課長

三重県いじめ防止基本方針の改定について

1 いじめの防止等に係る国及び県の動向

- ・平成25年9月「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）施行
- ・平成25年10月文部科学省が「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国基本方針」という。）を策定
- ・平成26年1月「三重県いじめ防止基本方針」（以下「県基本方針」という。）を策定
- ・平成29年3月「国基本方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の策定
- ・平成30年4月「三重県いじめ防止条例」（以下「条例」という。）施行

現県基本方針については、改定前の国基本方針を参酌して策定されています。本年4月に条例が施行され、本県のいじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めました。

このことから、条例の基本理念にのっとり、いじめの防止等の対策の基本的な考え方、県、学校の責務等、いじめの防止等のための基本的な施策等に基づいた内容に改定します。加えて、平成29年3月に改定された国基本方針の内容やガイドラインに示されている重大事態の調査に関する手順等を反映し、別添のとおり改定案をとりまとめました。

2 改定に係るこれまでの経過

県基本方針の改定については、様々な立場の関係者で構成する三重県いじめ問題対策連絡協議会及び三重県いじめ対策審議会等で協議を重ねてきました。

《三重県いじめ問題対策連絡協議会構成》

三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、学識経験者

《三重県いじめ対策審議会構成》

三重弁護士会、三重県医師会、三重県臨床心理士会、三重県社会福祉士会の各代表、学識経験者

(1) 第1回三重県いじめ問題対策連絡協議会（平成30年8月28日）

○主な意見

- ・「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告をふまえた対応について」（平成30年3月）の内容を、県基本方針に反映してもらいたい。また、その内容を先生方にしっかり周知してほしい。
- ・県基本方針が改定された際には、その内容の周知が大変重要である。そのため、繰り返し伝えていくことが必要である。
- ・県基本方針が改定されることで、学校の基本方針を改定する必要がある。学校現場で基本方針が改定しやすいよう工夫してほしい。
- ・条例、国基本方針の改定、ガイドラインの内容が県基本方針で網羅されることは賛成である。県基本方針の改定内容について教職員を対象とした研修等も実施してほしい。

(2) 第2回三重県いじめ問題対策連絡協議会（平成30年11月5日）

○主な意見

- ・SNSを活用した相談窓口の設置により、相談体制を充実することについては記載してあるが、これまでの関係機関・団体の相談窓口の周知についても記載した方がよい。
- ・発達障がいのある児童生徒や外国につながる児童生徒、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめの未然防止について、理解を促す対象が異なっているので整理する必要がある。
- ・いじめの防止等は、地域の理解やサポートが必要であり、いじめの問題が起こる前に、地域に啓発することが重要である。
- ・信頼できる大人が増えることで、いじめの問題が大きくなる前の対応につながると思う。
- ・弁護士との連携が記載されているが、すでにスクールロイヤーの事業が実施されているため、「スクールロイヤー」という表記を使用してはどうか。

(3) 第1回三重県いじめ対策審議会（平成30年11月30日）

○主な意見

- ・障がい特性のある子どもは加害にも被害にもなりやすいというデータもある。教員を対象とした発達障がいの研修も盛んに行われ、教員の知識も格段に増えているが、今後も障がい特性といじめの関連について周知を進めていくべきである。
- ・いじめの対応には、メンタルヘルスの視点が重要であるので、メンタルヘルスの研修の必要性を記載してほしい。

- ・児童生徒が、いじめはいけないことだという意識を持つために、幼いころから地域・保護者も含めて啓蒙していくべきで、そのための具体的な方策について記載が必要である。
- ・いじめの問題への対応には、医療につなぐべきケースをスクールカウンセラーが抱え込まず、精神科医と連携できる体制が必要である。
- ・いじめの相談窓口をしっかりと周知することは大切なので、相談体制の充実とともに、記載してほしい。
- ・「学校いじめ防止基本方針の策定」で、加害児童生徒に対する支援について、より具体的な記載をしてはどうか。

3 改定案の概要

(1) 本方針の内容（別添P1）

(2) いじめの防止等のための対策の基本的な考え方（別添P1～4）

- ① 三重県いじめ防止条例の目的
 - ・ 条例第1条（目的）を記載
- ② いじめの防止等の対策に関する基本理念
 - ・ 条例第3条（基本理念）を記載
- ③ いじめの定義
 - ・ 条例第2条第1項（いじめの定義）を記載
 - ・ 「いじめ」にあたるか否かの判断についての考え方、具体的ないじめの態様等について記載
- ④ いじめの理解
 - ・ 多くの児童生徒がいじめの被害や加害を経験していることや、「観衆」・「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすること等について記載

(3) 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策（別添P4～8）

- ① 県の責務
 - ・ 条例第5条（県の責務）を記載
- ② いじめ早期発見のための措置
 - ・ 条例第15条（いじめの早期発見のための措置）を記載
 - ・ 毎学期に1回以上のアンケート調査や必要な面談を行うこと、スクールカウンセラー等の配置により、各学校及び中学校区の教育相談体制を充実すること、個人情報適切に保護すること等について記載
- ③ いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上
 - ・ 条例第16条（いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上）を記載

- ・生徒指導担当者講習会の開催等、教職員の指導力向上を目指した研修の充実を図ること、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の活用による児童生徒の心のケアやいじめの防止等の支援について記載
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・条例第 17 条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）を記載
 - ・インターネットの正しく安全な利用方法等の情報モラル教育の推進、ネットパトロールによる問題のある書き込みの監視、児童生徒のインターネットの利用について保護者への啓発を行うこと等について記載
- ⑤ いじめの防止等のための啓発活動
 - ・条例第 18 条（啓発活動）を記載
 - ・いじめ防止強化月間の取組、児童生徒や保護者が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる相談窓口やいじめからの救済に関する制度等の広報啓発について記載
- ⑥ 学校相互間等の連携協力体制の整備
 - ・条例第 19 条（学校相互間等の連携協力体制の整備）を記載

（４）学校が実施するいじめの防止等に関する施策（別添 P.9～16）

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ・条例第 13 条（学校いじめ防止基本方針）を記載
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、いじめへの対応が組織として一貫した対応になること等、学校いじめ防止基本方針を定める意義や、学校いじめ防止基本方針に記載すべき内容、策定時における保護者・地域住民との連携の必要性等について記載
- ② 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - ・学校いじめ対策組織の必要性や、未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組における、学校いじめ対策組織の具体的な役割等について記載
- ③ 学校におけるいじめの防止等に関する措置
 - ・条例第 7 条（学校及び学校の教職員の責務）、条例第 17 条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）第 3 項を記載
 - （ア）いじめの未然防止
 - ・児童生徒が相互に人権を尊重し、安心・安全に生活できる学校づくりや、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的かつ自主的な活

動の推進、学校として特に配慮が必要な児童生徒に対する対応等について記載

(イ) 早期発見

- ・ 条例第 15 条（いじめの早期発見のための措置）第 1 項を記載
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等によりいじめを積極的に認知することや、児童生徒の相談に対して迅速に対応することの必要性、正確な認知をするための留意点等について記載

(ウ) いじめに対する措置

- ・ いじめに対する学校の組織的な対応の必要性や、いじめの解消要件等について記載

(5) 重大事態への対処（別添 P 16～22）

- ・ 条例第 20 条（重大事態への対処）を記載
- ・ 重大事態の定義や、児童生徒・保護者から重大事態との申立てがあったときの考え方等について記載
- ・ 「調査の組織」、「調査」、「調査結果の提供及び報告」等、重大事態が発生した際の対応の手順・内容等について記載

(6) 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力（別添 P 22）

- ・ 条例第 22 条（学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力）を記載

4 今後の策定スケジュール

1 月末	三重県いじめ防止基本方針 改定
2 月～3 月	学校及び市町教育委員会に周知

5

10

「三重県いじめ防止基本方針」改定案

目 次

	はじめに	
	1 本方針の内容	1
	2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	1
5	(1) 三重県いじめ防止条例の目的	1
	(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念	2
	(3) いじめの定義	2
	(4) いじめの理解	4
	3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策	4
10	(1) 県の責務	4
	(2) いじめの早期発見のための措置	4
	(ア) 定期的な調査等	5
	(イ) 相談体制の充実	5
	(ウ) 個人情報の保護	5
15	(3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上	5
	(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	6
	(5) いじめの防止等のための啓発活動	7
	(6) 学校相互間等の連携協力体制の整備	8
	(7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会	8
20	(8) 三重県教育委員会の附属機関	8
	4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策	9
	(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	9
	(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	10
	(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	12
25	(ア) いじめの未然防止	12
	(イ) 早期発見	14
	(ウ) いじめに対する措置	15
	5 重大事態への対処	16
	(1) 重大事態とは	17
30	(2) 報告（第一報）	17
	(3) 調査の組織	18
	(4) 調査	18
	(5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等	19
	(6) 調査結果の提供及び報告	21
35	(7) 再調査	21
	6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力	22

はじめに

(調整中)

1 本方針の内容

5 本方針は、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）及び三重県いじめ防止条例（平成三十年三重県条例第三号。以下「条例」という。）の基本理念を踏まえ、児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的として、法第12条及び条例第12条1項（※1）の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例制定の目的、基本理念、いじめの防止等の基本的な考え方等を示すとともに、
10 本県が実施すべき施策や重大事態への対処等に関する具体的な内容を策定するものである。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

15 (1) 三重県いじめ防止条例の目的

(目的)

20 第1条 この条例は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を
25 総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒の尊厳を保持するとともに、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくることに寄与することを目的とする。

30
35

(※1) 条例第12条（いじめ防止基本方針） 県は、法第十二条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下この条において「県いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。（2、3 略）

(2) いじめの防止等の対策に関する基本理念

(基本理念)

5 第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

10 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを傍観することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

15 3 いじめの防止等のための対策は、児童生徒が一人ひとりの違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むことにより、いじめの問題について理解を深め、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができるようになることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身の保護が最も重要であることを認識し、国、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを旨として行われなければならない。

(3) いじめの定義

(定義)

25 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

25 一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(二～六 略)

30 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

35 この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条(※2)の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたと判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校におけるいじめの防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要な場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な場合が含まれる。これらについ

(※2) 法第22条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) いじめの理解

5 いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

10 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

15 加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 三重県が実施するいじめの防止等に関する施策

20 (1) 県の責務

(県の責務)

第5条 県は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、施策を策定し、及び実施する責務を有する。

25

(2) いじめの早期発見のための措置

(いじめの早期発見のための措置)

30 第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

2 県は、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備するものとする。

35

3 学校の設置者、学校、県、いじめの防止等に関する機関又は団体その他関係者は、前二項の規定によりいじめに関する通報及び相談を受けた場合は、いじめに関する通報又は相談を行った者その他関係者の個人情報を適切に保護するものとする。

(ア) 定期的な調査等

いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒の小さなサインを見逃さず、日頃から児童生徒理解に努め、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するなど、多面的な情報を得ることにより、的確な対応が行われるよう生徒指導体制の充実を図る。

○各学校において、毎学期に1回以上のアンケート調査に加え、面談等を実施するとともに、アンケートの実施にあたっては、適切に児童生徒の声を把握できるよう回収方法等プライバシーに十分配慮するよう促す。

○市町教育委員会及び学校の取組状況について、県内一斉に調査を実施する。

○学校における児童生徒の情報モラル教育を推進し、児童生徒間のネット上のトラブルの早期発見を図るための支援を行う。

○インターネット上における書き込みの監視を業者に委託して、問題のある書き込みに対する早期発見・早期対応を支援する。

(イ) 相談体制の充実

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、児童生徒にとっては多大な勇気を要することを理解し、いじめの防止等に関する機関又は団体と連携し、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる体制を整備する。

また、児童生徒がいじめの問題を起こす背景には、自分だけでは対処できないような複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられる。こうした状況を早期に発見し対応するため、スクールカウンセラー等を配置することにより、各学校及び中学校区の教育相談体制の充実を図る。

これらの相談体制の充実を図るに当たっては、以下のことに留意し進める。

○多様な相談に適切に対応できるよう、相談員等の研修を実施するなど、相談を受ける者の資質向上に努める。

○児童生徒、保護者へ相談窓口等の周知徹底をするとともに、相談の結果、いじめの解決につながった具体的な事例等を示すなど、児童生徒に自ら周囲に援助を求めるとの重要性を理解させる。

(ウ) 個人情報の保護

いじめに関する通報及び相談を受けた者、いじめに関する通報又は相談を行った者等の個人情報を適切に保護する。また、迅速に事案に対応するため、必要に応じて関係機関等で情報共有を行う。

(3) いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上

(いじめの防止等のための人材の確保及び資質の向上)

第16条 県は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保その他必要な措置を講ずるものとする。

教職員のいじめの防止等に関する理解を深め、いじめの問題に対してその実態に応じた適切な対処ができるなどの資質や能力の向上のために、研修会の充実を図る。

○教職員の指導力向上を目指した研修の充実

- 5 ・ 生徒指導担当者講習会の開催
- ・ 各ライフステージ（成長段階）で求められる資質能力を示す「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」（三重県教育委員会 平成 30 年）に基づいた研修の開催
- ・ いじめの問題を解決するための教職員用リーフレットや指導資料等を活用した、学校における研修会の開催

10 いじめへの対処については、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員が丸となって取り組むことが大切である。

○心理、福祉等に関する専門的知識を有する者の確保

15 いじめの早期対応を図るため、必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関との一層の連携を進めるとともに、スクールカウンセラーによる児童生徒の心のケアに努める。また、生徒指導や非行防止に専門的な知識や経験を有する生徒指導特別指導員を派遣し、問題行動の防止、立ち直り支援、被害者支援を実施する。こうした外部人材の派遣など、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう支援する。

20 さらには、公立学校において学校だけでは解決が難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員等の専門家を派遣し、学校に対して指導・助言を行い、必要に応じて、弁護士（スクールロイヤー）等の専門家と連携して、問題解決に向け支援する。

25 (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

30 第 17 条 県は、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発を行うものとする。この場合において、インターネットを通じて送信される情報、とりわけソーシャルネットワーキングサービス等を利用して送信等される情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他の特性を踏まえるものとする。

 2 県は、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかの監視及びインターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備するものとする。

35 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

アンケートにより児童生徒のインターネットの利用について把握したうえで、インターネットの正しく安全な利用方法や、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方について児童生徒の理解を深めるなど、情報モラル教育に注力する。また、ネットパトロールにより、問題のある書き込みや児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視し、問題のある書き込みについてはそれを削除する取組を行う。さらには、児童生徒のインターネットの利用について、ネット啓発講座を実施し、保護者に対して必要な啓発を行う。

(5) いじめの防止等のための啓発活動

(啓発活動)

第18条 県は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす重大な影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談及びいじめからの救済に関する制度等について広報その他の啓発を行うものとする。

2 いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、毎年4月及び11月をいじめ防止強化月間とする。

いじめの防止等について理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服するため、4月と11月をいじめ防止強化月間とし、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組を推進し、県民に広く、いじめの問題やこの問題への取組についての理解を深める機会を設定する。

○メディアや広報媒体を活用した啓発

○イベントや研修会等を通じた啓発

○ピンクシャツ運動の推進(11月)

○学校におけるいじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組の推進

○関係機関・団体等と連携した取組の推進

また、児童生徒、保護者等が安心していじめに関する通報及び相談を行うことができる窓口(※3)、及びいじめからの救済に関する制度等(※4)について広報啓発を行うものとする。

(※3)「こどもLINE相談みえ」(対象)中学生、高校生(相談時間)平日の午後5時から午後9時まで

(方法)無料通信アプリLINE(相談者)臨床心理士等

「いじめ電話相談」毎日24時間 三重県教育委員会 TEL 059-226-3779

「24時間SOSダイヤル」毎日24時間 文部科学省 TEL 0120-0-78310

「少年相談110番」平日 9:00~17:00 三重県警察 TEL 0120-41-7867

「こどもほっとダイヤル」13:00~21:00 TEL 0800-200-2555

「子どもの人権110番」平日8:30~17:15 法務省 TEL 0120-007-110

「こども弁護士ダイヤル」平日9:00~17:00 三重弁護士会 TEL 059-224-7950

「チャイルドラインMIE」月~土16:00~21:00 TEL 0120-99-7777

(※4)法務省の人権擁護機関による救済措置

(6) 学校相互間等の連携協力体制の整備

(学校相互間等の連携協力体制の整備)

- 5 第19条 県は、市町及び学校の設置者並びにいじめの防止等に関する機関及び団体と連携し、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を適切かつ迅速に行うことができるよう、学校相互間等の連携及び協力に関する体制を整備するものとする。

10 (7) 三重県いじめ問題対策連絡協議会

本県では、いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ防止対策において連携が図れるよう、それぞれの取組についての情報交換等を行うため、三重県いじめ問題対策連絡協議会条例により三重県いじめ問題対策連絡協議会を設置している。(平成二十六年三月 三重県条例第六号)(条例第14条)(※5)

- 15 構成は、三重県小中学校長会、三重県立学校長会、三重県市町教育長会、三重県教育委員会、三重県私学協会、三重県児童相談センター、三重県警察、津地方法務局、三重県臨床心理士会、三重弁護士会の各代表、及び学識経験者等とする。

(8) 三重県教育委員会の附属機関

- 20 本県では、本方針に基づく県立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、三重県いじめ対策審議会条例により三重県教育委員会に「附属機関」を設置している。(平成二十六年三月 三重県条例第七号)(条例第14条)(※5)

「附属機関」の機能は、以下のとおり。

- 25 ○いじめの問題に対する効果的な取組等に関して、三重県教育委員会の諮問を受け、本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究を行う。
- 県立学校におけるいじめの事案について、三重県教育委員会が県立学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う場合は、必要に応じて当該組織が調査を行う。
(法第24条)(条例第20条第1項)
- 30 ○県立学校における重大事態に係る調査を三重県教育委員会が行う場合は、当該組織が調査を行う。
(法第28条)(条例第20条第1項)
- その他、三重県教育委員会が必要と認める事項について審議する。
- 構成は、弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。

- 35 (※5) 条例第14条(いじめの防止等のための組織の活用) 県は、法第十四条第一項の規定に基づき設置する三重県いじめ問題対策連絡協議会における情報の交換及び研究の成果並びに同条第三項の規定に基づき設置する三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果を、学校の設置者及びその設置する学校がいじめの防止等のための対策に活用できるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 学校が実施するいじめの防止等に関する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

5 第13条 学校は、法第十三条の規定に基づき、保護者、地域住民等の協力を得て、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」という。）を定めるものとする。

10 2 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付けるとともに、学校評価の結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図るよう努めるものとする。

3 学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表するものとする。

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

15 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

25 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容を記載する。

30 また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要がある。そして、これらの学校いじめ防止基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

さらに、いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましい。

35 加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込んでおく必要がある。

5 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

10 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにすることが、学校いじめ防止基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校いじめ防止基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

15 さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

20

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

25 学校は、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する必要がある。(条例第7条第1項) また、学校はいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」(以下「学校いじめ対策組織」という。)を置く。

30 いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。この組織は、当該学校の複数の教職員に加え、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

35 また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を図ることが考えられる。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的な役割としては、以下のとおりである。

【未然防止】

○いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

○いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

5 ○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の把握といじめであるか否かの判断、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

10

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

15

○学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を適切かつ迅速に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

25

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

30

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容を明確に定めておくものとする。

35

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

また、当該組織は、各学校の学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの防止等の取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

5 法第22条においては、学校いじめ対策組織は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているところ、「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等から、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。さらに、可能な限り、同条の「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする必要がある。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

10
15 なお、法第28条第1項(※6)に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

20 (ア) いじめの未然防止

(学校及び学校の教職員の責務)

25 第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。

30 2 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、相互に人権を尊重して良好な人間関係を築く素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図るものとする。

35 (※6) 法第28条(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

3 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民その他の関係者と連携し、児童生徒がいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が主体的かつ自主的に行うものに対する支援を行うものとする。

4 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進)

第17条 (1、2 略)

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童生徒に対して、インターネットの正しく安全な利用方法、情報化社会において適正な活動を行う上で基本となる考え方及び態度の育成その他必要な教育を行うとともに、その保護者に対して必要な啓発を行うよう努めるものとする。

教職員はいじめがどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、自らの言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識するとともに、教職員が「いじめは絶対に許さない」という意識を学校全体で共有し、未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童生徒が相互に人権を尊重して良好な人間関係を築き、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行うこととする。

また、児童生徒がいじめの問題について自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめの防止に向け主体的かつ自主的に取り組めるようにする。

その他にも、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、教職員が個々の生徒の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携や、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。(以下、「いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省 平成29年3月改定)」から引用)

○発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学

校として必要な対応について周知する。

- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(イ) 早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

- 10 第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、いじめを早期に発見し迅速に対応するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査、面談その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するものとする。

(2、3 略)

- 15 いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- 20 このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒と向き合うことにより、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、定期的なアンケート調査（学期に一回以上）に加え教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に組織的に取り組む。

- 25 各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておくものとする。

- 30 アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、いじめを正確に認知することは、いじめの対応の第一歩である。いじめの正確な認知については、以下の点について留意すること。（※7）

- 35 ○各学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認すること。

- いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料（※8）の全ての教職員への配付や、職員会議や各学校に設置する学校いじめ対策組織の会議、いじめ問

題に関する研修会において、管理職等が当該資料の内容を説明するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

- 5 ○いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。また、実際の事案においても、いじめの定義とは別の要素（加害行為の「継続性」「集団性」等）を判断基準とすることにより、いじめとして認知しないことがないようにすること。

(ウ) いじめに対する措置

- 10 条例第7条第1項では、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、教職員の言動が児童生徒に大きな影響を与えることを認識し、児童生徒一人ひとりについての理解を深め、教職員間における情報の共有を図るとともに協力体制を構築し学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。」としており、学校の教職員が
- 15 いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

- 20 また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

- 25 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- 30 ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等か

35 (※7)「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について（通知）」（平成30年3月26日付け 29初児生第42号 文部科学省初等中等局児童生徒課長通知）を参照

(※8)「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について（通知）」（平成28年3月18日付け 27初児生第42号 文部科学省初等中等局児童生徒課長通知）

らさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、県内のいじめに関する個別の事案に関して、県立学校は県教育委員会に報告、市町立学校は各市町教育委員会に報告、各市町教育委員会は必要に応じて県教育委員会に情報提供する。また、収集した情報については、必要に応じて調査研究に活用したり、いじめの防止や予防の観点から関係者と共有し、いじめの問題に悩む児童生徒や保護者等に対して、適切に対応できるようにする。

加えて、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、学校警察連絡制度の活用等により、警察に相談・通報するなど、十分な連携を図る。

5 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第20条 学校の設置者及びその設置する学校は、法第二十八条第一項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同条（学校にあっては、法第29条第1項、法第30条第1項、法第31条第1項及び法第32条第1項）に規定する調査及び報告を適切かつ迅速に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、学校の設置者及びその設置する学校が前項に規定する調査及び報告を適切に実施しない等の相談等を受けた場合には、当該学校の設置者及びその設置する学校による調査及び報告が適切かつ迅速に実施されるよう、当該学校の設置者及びその設置する学校への情報の提供等を行うものとする。

いじめの重大事態については、法、本基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」及び「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）」により適切に対応する。

(1) 重大事態とは

5 いじめによる重大事態とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、①「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や②「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」を言う。
(法第28条)

10 ①については、例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

15 また、②における「いじめにより相当の期間学校を欠席する」ことについては、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

20 さらに、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

25 被害児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。

(2) 報告（第一報）

30 学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに学校の設置者に報告する。報告を受けた学校の設置者は、その事案の調査を行う主体等について判断する。

また、市町教育委員会所管の小中学校において、重大事態が発生した場合は、当該市町教育委員会を通じて速やかに三重県教育委員会に報告する。

35 その際、三重県教育委員会は、市町教育委員会の要請若しくは必要に応じて、問題解決を図るための人的支援や、調査組織に係る専門家を紹介するなどの支援等を行う。

私立学校において、重大事態が発生した場合には、速やかに三重県環境生活部に報告し連携を図る。

なお、国立学校からの報告は文部科学大臣に、公立学校に関わる報告は当該地方公

共同体の長に、私立学校に関わる報告は三重県知事に、学校設置会社が設置する学校に関わる報告は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

5 (3) 調査の組織

学校の設置者又は学校は、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに調査のための組織を設け事実関係を明確にするための調査を行う。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

10 学校の設置者が調査主体となる場合、公立学校の場合は、教育委員会のもとに置く「附属機関」が調査を行う。また、必要に応じて、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者が「附属機関」に参加する。私立学校及び国立大学附属学校の場合は、学校の設置者が立ち上げた「第三者委員会」が調査を行う。

15 学校が調査の主体となる場合は、学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織を、調査を行うための組織の母体とする場合と、第三者委員会を立ち上げる場合とが考えられる。これらの組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学・学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

(4) 調査

25 この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。学校の設置者又は学校は、「附属機関」等に対して積極的に資料を提供する。

30 具体的には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

35 また、児童生徒が自殺等により亡くなった場合については、「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省）」により適切に対応する。詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合や、遺族が学校又は学校の設置者が主体となる調査を望まない場合等、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

①いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。その際には、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

5 また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめの行為を止める。さらには、いじめられた児童生徒の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

②いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

10 いじめられた児童生徒の保護者から要望や意見を十分に聴取したうえで、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等に着手する。

③児童生徒の自殺という事態が起こった場合

15 自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮しながら、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指して進めていくこととする。

(5) 被害児童生徒・保護者等に対する調査方針の説明等

20 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明すること。説明を行う主体は、学校の設置者及び学校が行う場合と、第三者調査委員会等の調査組織が行う場合とが考えられるが、状況に応じて適切に主体を判断すること。

①調査の目的・目標

25 重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明すること。

②調査主体（組織の構成、人選）

30 被害児童生徒・保護者に対して、調査組織の構成について説明すること。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保されていることを説明すること。

説明を行う中で、被害児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から、必要と認められる場合は、学校の設置者及び学校は調整を行う。

35 ③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示すこと。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことに

について、予め被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

5 予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。

10 その際、被害児童生徒・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取ること。重大事態の調査において、調査事項等に漏れがあった場合、地方公共団体の長等による再調査を実施しなければならない場合があることに留意する必要がある。なお、第三者調査委員会が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うこと。

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

15 重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順を、被害児童生徒・保護者に対して説明すること。説明した際、被害児童生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

20 ・調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の提供について、被害児童生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行うこと。

・被害児童生徒・保護者に対し、予め、個別の情報の提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例等に従って行うことを説明しておくこと。

25 ・被害児童生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査報告書の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明すること。アンケート調査等で得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を探ること、又は一定の条件の下で調査報告書の原本を情報提供する方法を探ることを、予め説明すること。

30 ・調査報告書を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則に基づき行うことを触れながら、文書の保存期間を説明すること。

・加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童生徒・保護者の同意を得ておくこと。

35 調査を実施するに当たり、上記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うこと。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る事。

調査により把握した情報の記録は、各地方公共団体等の文書管理規則等に基づき適切に保存すること。この記録については、重大事態の調査を行う主体（第三者調査委員会等）が実施した調査の記録のほか、いじめの重大事態として取り扱う以前におい

て学校の設置者及び学校が取得、作成した記録を含む。

(6) 調査結果の提供及び報告

5 学校の設置者又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのよう
10 に対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。被害児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことは、学校の設置者又は学校の法律上の義務である。（法第28条第2項）

10 これらの情報の提供に当たって、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。

15 また、アンケート調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

20 調査結果については、国立学校に関わる調査結果は文部科学大臣に、公立学校に関わる調査結果は当該地方公共団体の長に、県立学校及び私立学校に関わる調査結果は三重県知事に、学校設置会社が設置する学校に関わる調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。さらに、上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えるものとする。

25 いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

また、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、加害児童生徒及びその保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

30 (7) 再調査

35 上記(6)における調査結果の報告を受けた文部科学大臣、三重県知事、地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行う。（条例第21条（※9）、法第30条、第31条）

6 学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力

(学校法人、国立大学法人、学校設置会社及び高等専門学校への協力)

5 第 22 条 県は、学校法人（私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人をいう。）、国立大学に附属して設置される学校を有する国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。）、学校設置会社（構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 2 項に規定する学校設置会社をいう。）及び高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）の自主性を尊重し、必要に応じて、いじめの防止等のための対策に係る情報の提供その他の協力をを行うものとする。

10

15

20

25

30

35

(※9) 条例第 21 条 (知事による対処) 知事は、重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行うことができる。

報告 4

平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について

平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について、別紙のとおり報告する。

平成30年12月14日提出

三重県教育委員会事務局
保健体育課長

1. *Staphylococcus aureus*

2. *Staphylococcus epidermidis*

3. *Staphylococcus saprophyticus*

4. *Staphylococcus carnosus*

平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰について

1 表彰趣旨

県内の中学校・高等学校等の生徒及び指導者が、国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会等において優秀な成績を収め、県内学校スポーツの範となりえたことについて、三重県優秀選手・指導者表彰要領に基づき、その栄誉を讃え三重県教育委員会教育長が表彰する。

2 表彰事項

下記の全国大会において、三重県優秀選手・指導者表彰要領に基づき、個人1～3位・団体1～4位の成績を収めた生徒、指導者及び学校対抗1～3位の成績を収めた学校を表彰する。

- (1) 国民体育大会・全国障害者スポーツ大会
- (2) 全国中学校体育大会
- (3) 全国高等学校総合体育大会
- (4) 全国高等学校野球選手権大会及び選抜高等学校野球大会
- (5) 全国高等学校定時制・通信制体育大会
- (6) 全国聾学校陸上競技大会・卓球大会
- (7) 全日本視覚障害者柔道大会・全国盲学校フロアバレーボール大会
- (8) 公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する全国選抜大会

※ 次の基準を満たす生徒には、特別優秀選手賞を授与する。

- (1) 当該年度（平成30年3月～平成31年2月・以下同じ）に開催された上記の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で1位を収めた生徒。
- (2) 当該年度に開催された上記の大会のうち、同一大会で個人・団体（学校対抗を除く）で1位を収めた生徒。
- (3) 生徒が在学中（同一校種・複数年度）に開催された上記の大会のうち、複数の大会で個人・団体（学校対抗を除く）で1位を収めた生徒。

3 被表彰者及び表彰数

- (1) 特別優秀選手被表彰者一覧（P4）・選手 4名
- (2) 被表彰者一覧（P5～9参照）
- (3) 表彰数

【国民体育大会】

（団体の部）	1団体	・選手	12名	・指導者	1名
（個人の部）		・選手	7名	・指導者	7名

【全国障害者スポーツ大会】

（個人の部）		・選手	4名	・指導者	2名
--------	--	-----	----	------	----

【全国中学校体育大会】

（団体の部）	1校	・選手	16名	・指導者	1名
（個人の部）		・選手	2名	・指導者	1名

【全国高等学校総合体育大会】

(団体の部) 3校 ・選手 26名・指導者 3名
(個人の部) ・選手 16名・指導者 12名

【全国高等学校選抜大会】

(団体の部) 3校 ・選手 35名・指導者 3名
(個人の部) ・選手 7名・指導者 7名

【全国聾学校陸上競技大会】

(個人の部) ・選手 1名・指導者 1名

【全国聾学校卓球大会】

(個人の部) ・選手 1名・指導者 1名

平成30年度総数

(団体の部) 1団体、 7校 ・選手 89名・指導者 8名
(個人の部) ・選手 38名・指導者 31名
合 計 1団体、 7校 ・選手 127名・指導者 39名 (のべ)

過去の表彰数

○平成29年度総数

(団体の部) 4団体、 4校 ・選手 49名・指導者 8名
(個人の部) ・選手 31名・指導者 25名
合 計 4団体、 4校 ・選手 80名・指導者 33名

○平成28年度総数

(団体の部) 5団体、 1校 ・選手 21名・指導者 6名
(個人の部) ・選手 32名・指導者 26名
合 計 5団体、 1校 ・選手 53名・指導者 32名

○平成27年度総数

(団体の部) 4団体、 8校 ・選手 80名・指導者 12名
(個人の部) ・選手 42名・指導者 28名
合 計 4団体、 8校 ・選手 122名・指導者 40名

4 表彰式について

(1) 日時 平成31年1月7日(月)

15:00~16:30

(2) 会場 三重県庁 講堂 (津市広明町13番地)

平成30年度三重県優秀選手・指導者表彰

被表彰者一覧

（以下に被表彰者の氏名、所属、種目、表彰種別が記載されています。ただし、本文では具体的なリストが読み取れません。）

（このセクションには、被表彰者の詳細なリストや表彰状の画像などが含まれていると推測されます。具体的な内容は読み取れません。）

三重県教育委員会

平成30年度三重県特別優秀選手賞 被表彰者一覧

- 1 竹田 真樹 (たけだ まき) ソフトテニス競技 三重高等学校
【成績】 平成29年度第43回全日本高校選抜大会 (平成30年3月)
優勝 女子団体
平成28年度第42回全日本高校選抜大会 (平成29年3月)
優勝 女子団体

- 2 長崎 柊人 (ながさき しゅうと) 体操競技 暁高等学校
【成績】 平成30年度全国高等学校総合体育大会 (平成30年8月)
優勝 男子種目別あん馬
平成29年度全国高等学校総合体育大会 (平成29年8月)
優勝 男子種目別あん馬

- 3 増田 竜星 (ますだ りゅうせい) ウエイトリフティング競技 県立亀山高等学校
【成績】 平成30年度全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティング競技 (平成30年8月)
優勝 男子94kg級 スナッチ
優勝 男子94kg級 クリーン&ジャーク
優勝 男子94kg級 トータル
第73回国民体育大会ウエイトリフティング競技 (平成30年10月)
優勝 少年男子94kg級 スナッチ
優勝 少年男子94kg級 トータル

- 4 吉岡 希紗 (よしおか きさ) テニス競技 県立四日市商業高等学校
【成績】 平成29年度全国高等学校総合体育大会テニス競技 (平成29年8月)
優勝 女子団体
平成29年度第40回全国選抜高校テニス大会 (平成30年3月)
優勝 女子シングルス

以上 個人4名

第73回 国民体育大会

【団体の部】

競技名・順位・部門・選手名・指導者名		団体名
ハンドボール	優勝 少年女子	三重県 (四日市商業高等学校)
	選手 一 伊藤 汐里 服部 沙也加 山本 真子 中西 玲奈 和氣 愛華 川島 菜々子 古川 瞳 齋川 満帆 伊東 若葉 伊藤 朱里 加藤 愛望 服部 望愛	
	指導者 一 齋川 健司 (四日市商業高等学校)	

【個人の部】

競技名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
リフテイング	優勝 少年男子 94kg級スナッチ 124kg	県立亀山高等学校
	2位 少年男子 94kg級クリーン&ジャーク 154kg	
	優勝 少年男子 94kg級トータル 278kg	
	選手 一 齋田 竜聖 指導者 一 石井 伸子	
レスリング	3位 少年男子 62kg級スナッチ 102kg	県立四日市工業 高等学校
	選手 一 岩佐 拓真 指導者 一 宮崎 彰也	
	3位 少年男子 56kg級トータル 199kg	
	選手 一 大塚 涼太 指導者 一 宮崎 彰也	
陸上競技	2位 少年男子 フリースタイル 65kg級	県立いなべ総合学園 高等学校
	選手 一 徳力 貫太 指導者 一 藤波 俊一	
	3位 少年男子 フリースタイル 55kg級	
	選手 一 弓矢 暖人 指導者 一 藤波 俊一	
陸上競技	3位 少年男子A 走幅跳 7m59	近畿大学 工業高等専門学校
	選手 一 伊藤 陸 指導者 一 逸見 俊太	

第18回 全国障害者スポーツ大会

競技名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
陸上競技	2位 砲丸投 身体1部 1m80	県立特別支援学校 北勢きらら学園
	選手 一 尾登 萌々菜 指導者 一 西口 舞	
陸上競技	3位 50m 身体1部 21秒19	県立鳥羽高等学校
	選手 一 西井 凜	
卓球	3位 一般卓球 女子少年	県立くわな 特別支援学校
	選手 一 水谷 有香音	
卓球	3位 一般卓球 少年男子	県立稲葉 特別支援学校
	選手 一 岡田 寛樹 指導者 一 鬼丸 祐輔	

平成30年度 全国中学校体育大会

【団体の部】

競技名・順位・部門・選手名・指導者名		団体名
ソフトボール	第40回全国中学校ソフトボール大会 2位 女子	度会町立 度会中学校
	選手 - 山口 紗夜 杉本 遥香 榎 瞳 片村 心南 植田 七菜 堀本 優良 松本 渚 山本 あこ 片村 颯花 川北 ゆい 北村 美乃莉 中西 琴 藤田 心愛 榎 春菜 中井 にこ 中村 は羽那 指導者 - 血屋 好則	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
陸上競技	第45回全日本中学校陸上競技選手権大会 2位 男子 110mH 14秒09	松阪市立 三雲中学校
	選手 - 山田 真大 指導者 - 竹内 慎一郎	
水泳競技	第58回全国中学校水泳競技大会 3位 男子 200m背泳ぎ 2分07秒38	名張市立 南中学校
	選手 - 花山 秀義	

平成30年度 全国高等学校総合体育大会

【団体の部】

競技名・大会名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
アーチェリー	2位 男子団体	海星高等学校
	選手 - 長谷川 響也 長谷川 真也 打田 琉稀 指導者 - 市川 敏郎	
バスケットボール	3位 女子	県立四日市商業 高等学校
	選手 - 井谷 彩良 福田 いくみ 濱田 晴夏 青柳 映穂 谷口 ひかる 亀井 更紗 野口 穂乃夏 堀江 ゆうみ 長谷川 紗羅 田中 万衣羽 松浦 春香 横山 涼 指導者 - 横山 俊幸	
レスリング競技	3位 学校対抗	県立いなべ総合学園高等 学校
	選手 - 古瀬 稜 弓矢 暖人 太田 陸斗 徳力 貫太 太田 匠海 伊藤 海 伊藤 隼 増谷 瞭 山崎 然生 伊藤 史門 徳力 哲太 指導者 - 藤波 俊一	

平成30年度 全国高等学校総合体育大会

【個人の部】

競技名・順位・部門・選手名・指導者名	学校名
優勝 男子 種目別あん馬 14.700 選手 - 長崎 終人 指導者 - 齋藤 俊	暁高等学校
ウ テイ イン グ フ 優勝 94kg級スナッチ 125kg 優勝 94kg級クリーン&ジャーク 152kg 優勝 94kg級トータル 277kg 選手 - 増田 竜聖 指導者 - 石井 伸子	県立亀山高等学校
柔 道 2位 女子 57kg級 選手 - 登崎 月華 指導者 - 加納 浩昭 3位 女子 78kg級 選手 - 宮橋 光 指導者 - 加納 浩昭	県立名張高等学校
弓 道 2位 女子個人 選手 - 齋木 玲那 指導者 - 竹神 佐織里	四日市メリノール学院高等学校
陸 上 競 技 3位 男子4×100mR 40秒36 選手 - 山路 康太郎 高橋 隆晟 林 哉太 西山 桐矢 指導者 - 長屋 憲明 3位 男子円盤投 49m10 選手 - 崎澤 青海 指導者 - 床辺 敦紀 3位 男子ハンマー投 64m36 選手 - 川合 隆誠 指導者 - 大本 裕樹	県立四日市工業高等学校 県立宇治山田商業高等学校 三重高等学校
テ ソ ニ フ ス ト 3位 女子個人 選手 - 田川 美裕 浪岡 菜々美 指導者 - 村田 真紀乃	三重高等学校
レ ス グ リ ン 3位 男子 65kg級 選手 - 織力 賢太 指導者 - 藤波 俊一	県立いなべ総合学園高等学校
自 転 車 3位 ケイリン 選手 - 永西 晴己 指導者 - 関 八州雄	三重高等学校
フ エ ン グ シ 3位 男子 サープル 選手 - 小久保 遼斗 指導者 - 松本 優	県立鳥羽高等学校

平成29年度 全国高等学校選抜大会 (平成30年3月)

【団体の部】

競技名・大会名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
テニス	第40回全国選抜高校テニス大会 優勝 男子 団体	県立四日市工業高等学校
	選手 - 町田 晴 大田 空 須崎 洸介 伊藤 雄太 副田 温斗 永井 大貴 山岸 勇貴 毛利 悠斗 島袋 凌 指導者 - 徳丸 真史	
ソフトテニス	第43回全日本高校選抜大会 優勝 女子 団体	三重高等学校
	選手 - 竹田 真樹 藤城 みちる 田川 美怜 浪岡 菜々美 花尻 風夏 高場 姫菜 勝田 珠莉 石田 恵美莉 指導者 - 村田 真紀乃	
硬式野球	第90回記念選抜高等学校野球大会 ベスト4	三重高等学校
	選手 - 福田 桃也 東 亮汰 大川 翔也 曲 孝史朗 前出 健汰 井上 裕斗 平井 壘雅 梶田 蓮 浦口 輝 定本 拓真 山本 大雅 山中 遼人 吉井 洸輔 古屋 隼登 山本 祐生 梶田 享弥 小川 尚人 押田 果威斗 指導者 - 小島 紳	

【個人の部】

競技名・大会名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
テニス	第40回全国選抜高校テニス大会 優勝 女子シングルス	県立四日市商業高等学校
	選手 - 吉岡 希紗 指導者 - 金山 敦思	
	3位 男子シングルス 選手 - 町田 晴 指導者 - 徳丸 真史	県立四日市工業高等学校
新体操	第33回全国高等学校新体操選抜大会 2位 男子ロープ 16.775 3位 男子リング 16.550	県立四日市高等学校
	選手 - 大野 哲平 指導者 - 山下 智也 (外部指導者)	
ボート	第29回全国高等学校選抜ボート大会 2位 女子シングルスカル 8分31秒18	県立津高等学校
	選手 - 中尾 咲月 指導者 - 多羅尾 晃	
柔道	第40回全国高等学校柔道選手権大会 3位 女子57kg級	県立名張高等学校
	選手 - 堂崎 月華 指導者 - 加納 浩昭	
ボクシング	第29回全国高等学校ボクシング選抜大会 3位 女子ピン級	県立久居高等学校
	選手 - 宮本 菜那 指導者 - 片山 太一郎	
	3位 女子ライト級 選手 - 篠野 白菜子 指導者 - 木島 勇喜	県立明野高等学校

第56回全国聾学校陸上競技大会

【個人の部】

競技名・大会名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
陸上競技	2位 1部男子砲丸投 11m06	県立聾学校
	選手 一 大崎 成竜 指導者 一 愛敬 世菜	

第55回全国聾学校卓球大会

【個人の部】

競技名・大会名・順位・部門・選手名・指導者名		学校名
卓球	3位 1部女子	県立聾学校
	選手 一 和田 翔子 指導者 一 末廣 晴美	

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1000

1